株式会社アークコア 代表取締役社長 正 渡 康 弘 (コード番号:3384 名証セントレックス) 問合せ先:取締役管理本部長 土屋 勉 電話番号:(03)5837-3611

第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行 及び新株予約権引受契約(セーフティ・ネット条項付)の締結 並びに臨時株主総会の招集及びそのための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により第5回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「本新株予約権」といいます。)を株主総会の承認を条件に発行すること、本新株予約権に関する引受契約(セーフティ・ネット条項付)を締結することを決議し、併せて、本新株予約権の発行について付議することを目的として平成29年10月10日に臨時株主総会を招集し、そのための基準日を設定することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I. 第三者割当による第5回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行
- 1. 新株予約権の募集の概要

| 3011 | | | |
|------|--|---|--|
| (1) | 割当日 | 平成 29 年 10 月 11 日(水曜日) | |
| (2) | 発行新株予約権数 | 3,375 個(1個につき 100 株) | |
| (3) | 発行価額 | 1個につき 381 円(1株につき 3.81 円) | |
| (4) | 当該発行による | 207 500 14 | |
| (4) | 潜在株式数 | 337, 500 株 | |
| | | 118, 735, 875 円 | |
| (5) | 資金調達の額(新株 予約権の行使に際 して出資される財 産の価額) | (内訳)新株予約権発行分 1,285,875円 新株予約権行使分 117,450,000円 (発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「4.調達 する資金の額、使途及び支出予定時期(1)調達する資金の額」 をご参照ください。) | |
| (6) | 行使価額及び行使 価額の修正条件 | 当初の行使価額は1株につき348円とします。 なお、当社は、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年 2月期第3四半期に係る決算短信において当社が開示する四半 期連結貸借対照表における連結純資産の額が0円未満である場合、同決算短信が開示された日から3営業日が経過した日の翌 営業日に新株予約権者に対し、書面又は電磁的方法により通知 | |

| | | することにより、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を |
|-----|----------|---|
| | | 指示することができます。この場合、行使価額は行使指示が行 |
| | | われた日の翌営業日に、上記行使指示が行われた日の株式会社 |
| | | 名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。) |
| | | の当社普通株式の市場終値(ただし、同取引所において当社普 |
| | | 通株式の普通取引が同取引所の定める株券の呼値の制限値幅 |
| | | の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)のまま終了した |
| | | 場合(同取引所における当社株式の普通取引が比例配分(スト |
| | | ップ配分) で確定したか否かにかかわらないものとする) はそ |
| | | の翌営業日の終値)の 75% (ただし、下限を当初行使価額の |
| | | 30%である104円とし、1円未満の端数が生じる場合には、四 |
| | | 捨五入する。) に修正されます。 |
| (7) | 募集又は割当方法 | 第三者割当により AK Capital 株式会社(以下「AK Capital」 |
| | (割当予定先) | といいます。)に全て割り当てます。 |
| (8) | 譲渡制限及び行使 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する |
| (8) | 数量制限の内容 | ものとします。 |
| | | ①買取請求権 |
| | | 本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又 |
| | | はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等に |
| | | は、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行 |
| | | 価額で取得することが可能です。 |
| | | ②買戻請求権 |
| | | 本新株予約権は、一定の条件を満たした場合には、割当予定 |
| (9) | その他 | 先が当社に対して本新株予約権の発行価額相当額で買い取り |
| (9) | その他 | の請求を行える買戻請求権が付されております。 |
| | | ③行使の目的となる株式 |
| | | 本新株予約権が行使された場合には、当社保有の自己株式を |
| | | 割り当てする予定であります。 |
| | | ④その他 |
| | | 平成 29 年 10 月 10 日開催予定の当社臨時株主総会において |
| | | 承認されることを発行の条件とします。その他詳細について |
| | | は、末尾添付の発行要領をご参照ください。 |
| | | |

- (注) 1. 本新株予約権の発行は、本日付にて提出した有価証券届出書の効力が発生することを条件としております。
 - 2. 資金調達の額は、新株予約権の発行価額の総額(1,285,875円)に、全ての新株 予約権が当初行使価額で行使されたと仮定されたした場合に行使に際して払い 込むべき金額の総額(117,450,000円)を合算した金額となります。新株予約権 の権利行使期間内に行使が行われない場合及び行使価額が修正又は調整された 場合並びに当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。

(日程)

| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 8 月 16 日 |
|-------------------|-------------------|
| (2) 有価証券届出書の提出日 | 平成 29 年 8 月 16 日 |
| (3) 有価証券届出書の効力発生日 | 平成29年9月1日(予定) |
| (4) 臨時株主総会開催日 | 平成 29 年 10 月 10 日 |
| (5)申込期日 | 平成 29 年 10 月 11 日 |
| (6)払込期日 | 平成 29 年 10 月 11 日 |

3. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループは、当社、連結子会社の株式会社福田モーター商会、株式会社アークコアライフの計3社で構成されており、当社及び株式会社福田モーター商会はバイク事業に、株式会社アークコアライフはフィットネス事業に取り組んでおります。

当社グループでは、フィットネス事業において平成29年2月期に開店したフィットネスジム5店舗分の設備投資による多額の減価償却費の負担が発生していること及びバイク事業においてバイク販売台数、販売単価、粗利単価の低迷を主因とする営業成績の不振が影響し、平成29年2月期において親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、連結貸借対照表上76,589千円の債務超過となったため、名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の2第1項第4号(債務超過)の規定に基づき、上場廃止基準にかかる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となる見込みです。

また、平成30年2月期第1四半期においても親会社株主に帰属する四半期純損失32,303千円を計上した結果、四半期連結貸借対照表上108,892千円と債務超過額が増加いたしました。

当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保するための企業体質を早急に構築するために、バイク事業においては、当社での中古バイク買取台数の減少傾向に歯止めをかけるべく、中古バイク査定・買取部門の従業員の増員と当該部門への営業教育の強化を図ることで買取台数の増加から販売台数の増加につなげること、また、当社子会社ではBMWなどの外国製バイクの新車販売に注力するだけではなく、下取り車両を中心とした中古車の販路を拡大することなどに取り組んでおります。

フィットネス事業においては、当社子会社の既存店舗の認知度向上のために、ポスティングや店舗周辺施設等でのポスター、リーフレットの設置など各種宣伝施策に取り組み、新規会員の獲得に努め、また、既存会員向けにはパーソナルトレーニング等のトレーニングメニューを充実させるなど顧客満足度の向上に取り組み、退会抑止に努めております。

当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保するための企業体質を早急に構築するために、両事業において上記のような各種営業施策を講じておりますが、当該施策が想定どおりに進捗せず、平成29年4月13日公表の連結業績予想を下回った場合、平成30年2月期末時点で債務超過を解消できない恐れがあります。

また、平成30年2月期第1四半期末における現金及び預金の残高は374,781千円である

ものの、一方で長期借入金残高は 1,204,962 千円、うち1年内返済予定の長期借入金は 392,467 千円となっております。当社は、取引金融機関に対してバイク事業の運転資金として借り換え及び新規借入の申し込みをしても、これに応じていただくことが厳しい状況になっております。取引金融機関への返済資金に充当することも考慮すると、今後の運転資金として十分な額を確保しているとは言い難い状況であるため、営業施策で債務超過を解消できない場合に備えるとともに、バイク事業の仕入資金の一部に充当するため、本新株予約権による資本調達を行うものであります。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達を選択した理由

公募増資

公募増資による新株式発行及び自己株式処分は、資本増強を一度に実現可能とするものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、これによる株価下落等、既存株主の株主価値に対する悪影響が大きくなるリスクがあります。さらに公募増資によった場合、直近の当社の株式の流動性を鑑み、一挙に市場の需給関係が悪化する可能性もあることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 第三者割当による新株式発行又は自己株式処分

第三者割当による新株式発行又は自己株式処分は即時の資金調達のために有効な方法であり、かつ当社は自己株式731,067株(発行済株式総数の37.11%)を保有していることから、自己株式処分を最優先課題として検討を行い、割当予定先であるAK Capital と議論を行いました。しかし、現状の当社の財務状況及び株式の流動性を勘案した場合、純投資を前提とした割当先にとってリスクが過大である旨、AK Capital より指摘されましたが、同時に当社グループの債務超過解消の可能性を高め、本新株予約権が行使されないリスクを回避して資金調達を行えるように、下記「(3)本新株予約権の特徴について ③セーフティ・ネット条項による債務超過解消手段の確保」に記載しておりますような債務超過解消のための手段をご提案いただけたことから、第三者割当による新株式発行又は自己株式処分の引受先が見つからない可能性が高いリスクを回避すべきと判断いたしました。また、既存株主の株主価値との関係におきましても、公募増資と同様、発行時に希薄化を一度に引き起こすため、これによる株価下落等、悪影響が大きくなるリスクがあることも勘案し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 株主割当による新株式発行又は自己株式処分

株主割当増資による新株式発行又は自己株式処分では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるか不透明であり、株主割当増資による資金調達は、当社のニーズに適さないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟

が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点 や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない 可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記の 株主割当増資と同様に、割当予定先である既存株主の応募率が不明であることから資金調 達の蓋然性が不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしまし た。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達は、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、 今後の借入れ余地が縮小する可能性があること、また、今回の資金調達には当社の連結貸 借対照表上の債務超過を解消する目的もあるところ、借入又は社債による資金調達では資 本増強は実現せず当該目的達成との関係で無意味であることから、借入又は社債による資 金調達は適当でないと判断いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴について

- (i) メリット
- ① 固定行使価額による希薄化の抑制

当初行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日の名古屋証券取引所の市場終値の90%である348円(円未満切上げ)と設定しており、行使価額は原則として固定されています。下記③に記載の通り、セーフティ・ネット条項に基づき、一定の条件が充足された場合に行使価額が修正されますが、株主価値の保護を目的として速やかに資金調達を行う必要性が高いと当社が判断した場合に限定されております。また、セーフティ・ネット条項に基づき、行使価額の修正が行われた場合であっても、以降は修正後行使価額で固定されます。そのため、株価動向に関わらず希薄化が生じる可能性が高い、日々行使価額が修正される条項が付された新株予約権等と比し、既存株主の株主価値に配慮した資金調達手段であると考えております。

② 最大交付株式数の限定による希薄化の抑制

本新株予約権の目的である当社普通株式数は337,500株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、当初の予測を超えて希薄化が急速に進むことはありません。

③ セーフティ・ネット条項による債務超過解消手段の確保

上記①に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、上記(2)に記載のとおり、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年2月期第3四半期決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における純資産合計の額が0円未満である場合に限り、当社の判断により、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を割当予定先に対し指示することが可能です。これは、当社が名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の2第1項第4号(債務超過)の規定に基づき、上場廃止基準にかかる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となるため、これを回避するための条項であります。尚、当社が指定する本新株予約権の個数は行使指示時点で残存する本新株予約権の個数に限定されるため、当初の予測を超えて希薄化が急速に進むことはありません。

また、行使指示が行われた場合には、行使価額が修正後行使価額に修正されますが、行使 指示の対象となる本新株予約権の個数は、これに修正後行使価額を乗じた払込金額の合計 額が80百万円未満となるよう調整される設計となっております。そのため、株価上昇時 には、債務超過解消のために合理的に必要な資金額以上に本新株予約権の行使が強制され 希薄化が急速に進むことがないように、行使指示の対象となる本新株予約権の個数が限定 されます。加えて、修正後行使価額の下限は104円と設定されていることから、株価下落 時においても当社株式の希薄化が過度に進むことを回避しつつ、一定金額以上の資金調達 を行うことが可能となります。

④ 取得条項による資本政策の柔軟性の確保

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生しません。これにより、当社は資本政策の柔軟性を確保することができる設計になっております。

⑤ 自己株式の割当による希薄化の抑制

本新株予約権が行使された場合には、当社が保有する自己株式を割り当てる予定です。 これにより、新株発行する場合に比較して、発行済株式総数を増加させない分、株主価値 の希薄化を抑制することが可能です。

(ii) デメリット

① 当初に満額の資金調達ができないこと

本新株予約権の特徴として、原則として、新株予約権者による権利行使があって初めて、 行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。 そのため、発行当初に満額の資金調達を行うことができない仕組みとなっています。

② 株価低迷時に、権利行使がされない可能性

本新株予約権は、通常、株価が行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は「7.割当予定先の選定理由等(3)割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら保有株式を売却する可能性があります。そのため、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。ただし、割当予定先からは、運用に際しては市場への影響に細心の注意を払って売却する旨の説明を受けております。

④ 買戻請求権による発行価額の払戻しの可能性

本新株予約権は、一定の条件を満たした場合には、割当予定先が当社に対して本新株予 約権の発行価額相当額で買い取りの請求を行える買戻請求権が付されております。具体的 には、割当予定先は、

- ・本新株予約権の割当日から1年11か月経過した場合
- ・当社が名古屋証券取引所より監理銘柄又は整理銘柄に指定された場合

のいずれかに該当した場合において、いつでも、当社に対して本新株予約権の取得希望

日から5取引日前までに事前通知を行い、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することを請求する権利を有しております。そのため、当該権利が行使された場合には、本新株予約権が行使されなくなることに加え、本新株予約権の発行価額が当社から払い戻されることとなります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

| 1 | 払込金額の総額 | 118, 735, 875 円 |
|---|-------------|-----------------|
| | (内訳) | |
| | 第5回新株予約権の発行 | 1, 285, 875 円 |
| | 第5回新株予約権の行使 | 117, 450, 000 円 |
| 2 | 発行諸費用の概算額 | 2, 300, 000 円 |
| 3 | 差引手取概算額 | 116, 435, 875 円 |

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の見込額であります。
 - 2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - ・登記費用・弁護士費用・価格算定費用 2,000,000円
 - 割当予定先等調查費用

300,000 円

3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額 の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな い場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行 価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した 金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

| 具体的な使途 | 金 額(百万円) | 支出予定時期 |
|--------------------|----------|---------------|
| バイク事業に係る仕入資金の一部に充当 | 116 | 平成 29 年 10 月~ |
| | 110 | 平成 30 年 5 月 |

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。なお、当社が 想定するよりも割当先の権利行使が進まなかった場合には、第4回新株予約権(有 償ストック・オプション)の割当先である当社代表取締役に権利行使を促すことに より対応する予定です。
 - 2. 行使が支出予定時期までに終了しない場合は、改めて資金使途について 開示いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社グループは、当社、連結子会社の株式会社福田モーター商会、株式会社アークコアライフの計3社で構成されており、当社及び株式会社福田モーター商会はバイク事業に、株式会社アークコアライフはフィットネス事業に取り組んでおります。

当社グループでは、フィットネス事業において平成29年2月期に開店したフィットネスジム5店舗分の設備投資による多額の減価償却費の負担が発生していること及びバイク事業においてバイク販売台数、販売単価、粗利単価の低迷を主因とする営業成績の不振が影響し、平成29年2月期において親会社株主に帰属する当期純損失を計上した結果、連結貸借対照表上債務超過となったため、名古屋証券取引所セントレックス市場の株式上場廃止基準第2条の2第1項第4号(債務超過)の規定に基づき、上場廃止基準にかかる猶予期間に入っており、平成30年2月期末時点で連結貸借対照表における債務超過を解消できなかった場合には上場廃止となる見込みです。

また、平成30年2月期第1四半期においても親会社株主に帰属する四半期純損失32,303千円を計上した結果、四半期連結貸借対照表上108,892千円と債務超過額が増加いたしました。

当社グループは、当該状況を解消し、安定的な収益を確保するための企業体質を早急に構築するために、両事業において各種営業施策を講じておりますが、平成30年2月期第1四半期末における現金及び預金の残高は374,781千円であるものの、取引金融機関に対してバイク事業の運転資金として借り換え及び新規借入の申し込みをしても、これに応じていただくことが厳しい状況になっております。取引金融機関への返済資金に充当することも考慮すると、今後の運転資金として十分な額を確保しているとは言い難い状況にあります。

当社グループの資金状況としましては、フィットネス事業は店舗内装工事及びフィットネスマシン購入等開店までに多額の設備投資が発生しますが、その後は商品等の仕入が原則として発生しないため、バイク事業と比較して運転資金は少額であります。一方、バイク事業は高価格の外国製バイクの仕入及び中古バイクの買取り等に係る運転資金が多額であります。

よって、本新株予約権による資金調達を行い、その手取り金はバイク事業の仕入資金の一部に充当することにより同事業の収益安定化を図り、議決権比率の希薄化が生じたとしても株主価値の向上に資するので、合理性があると判断いたしました。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者:黒崎知岳)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項および割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格

算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使指示が発生していない場合には株価が権利行使価額を上回る限り出来高の20%程度までの範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い、当社からの行使指示が発生した場合には行使指示に従い強制的に権利行使及び売却を行うことを含みます。)を置き、本新株予約権の公正価値評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価結果を参考に、割当予定先と の間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の381円として います。また、本新株予約権の行使価額については、当社グループの財務状況が債務超過 であること、当社株式の流動性等のリスクを考慮した結果、本新株予約権の発行に関する 取締役会決議日の直前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の90%であ る 348 円 (円未満切上げ)といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直 前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたの は、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株主価値を反映しているものと判 断したことによります。また、本新株予約権の行使価額は、上記のとおり、本新株予約権 の発行に関する取締役会決議日の直前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の 終値の90%とされております。しかし、募集新株予約権の公正な払込金額とは、現在の株 価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づ き算出された募集新株予約権発行時点における公正価額をいうものと解されているところ、 上記のとおり、本新株予約権の払込価額は、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、 当社及び割当予定先の権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(この中に は、本新株予約権の行使価額が発行時点の当社普通株式の終値の90%であることを含みま す。) を考慮し、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計によりオプション評価理論 に基づき公正価額として算定された評価額と同額である以上、本新株予約権の行使価額が 発行時点の当社普通株式の終値の 90%であったとしても、過去 1 ヶ月間(平成 29 年 7 月 16 日~平成 29 年 8 月 15 日) の終値の平均値 387 円(円未満四捨五入以下この(1) にお いて同じです。) に対し 10.08% (小数点第3位を四捨五入。以下割合の計算において同じ) のディスカウント、過去3ヶ月間(平成29年5月16日~平成29年8月15日)の終値の 平均値 382 円に対し 8.90%のディスカウント、過去 6 ヶ月間(平成 29 年 2 月 16 日~平成 29 年 8 月 15 日) の終値の平均値 374 円に対し 6.95%のディスカウントであることからも、 有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役)は、株式会社赤坂国際会計は、当社と取引関係になく当社経営陣から独立していると認められること、並びに、本新株予約権の払込金額の算定にあたっては、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該機関の算定した評価額は合理的な公正価格と考えられ、当該評価額と同額が払込金額とされていることから本新株予約権の発行は有利

発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。また、当初行使価額が決議日の前営業日の市場終値の90%となる点及び修正後行使価額がセーフティ・ネット条項発動時に行使指示日の市場終値の75%となる点についても、当社株式の株価及びボラティリティ、当社株式の流動性、セーフティ・ネット条項発動時は債務超過が継続しており当社の信用リスクが拡大していることを前提に、株主価値向上に資すると考えられる債務超過解消に向けて一定程度新株予約権の行使が進むことが期待できることから、合理的である旨の意見もあわせて表明しております。そして、当社取締役会においては、監査役3名から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行にかかる潜在株式数は、337,500株 (議決権個数は3,375個)であります。平成29年7月31日現在の当社発行済株式総数1,970,000株に対して17.13%でありますが、全て自己株式を割り当てする予定であるため、持株比率及び1株当たりの価値について希薄化は生じません。ただし、議決権比率については、平成29年2月28日現在の議決権総数12,386個に対しては27.25%の希薄化が生じることになります。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 337,500 株に対して、当社株式 の過去 6 ヶ月間(平成 29 年 2 月から 7 月まで)における 1 日あたり平均出来高は、3,027 株 (1 株未満四捨五入)であり、1 日あたり平均出来高は最大交付株式数の 0.90%であります。

本新株予約権の行使により発行される当社株式につきましては、割当予定先である AK Capital は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を順次売却していく意向である旨聴取により確認しております。このことから、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、株式価値に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、AK Capital からは、運用に際しては市場への影響に細心の注意を払って売却する旨の説明を受けております。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数337,500株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は689株(1株未満四捨五入)となり、上記1日あたりの平均出来高の22.76%となるため、本資金調達が及ぼす株価への影響は大きくなるおそれがあると考えております。

他方、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社は、本資金調達によって、バイク事業の収益安定化を資金面から支え、株価下落の影響を最小限に抑えるとともに、速やかな債務超過解消により自己資本の増強を図り、上場廃止による株主価値毀損のリスクを回避することが既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

| (1) | 名称 | AK Capital 株式会社 | | |
|------|--------------|-----------------------------|--|--|
| (2) | 所在地 | 東京都港区元麻布二丁目7番11号 | | |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 浅場 信三 | | |
| (4) | 事業内容 | 株式、有価証券、外国為替、不動産その他各種金融商品の保 | | |
| | 事未 们分 | 有、売買、並びにこれらに関するコンサルティング | | |
| (5) | 資本金 | 1 百万円 | | |
| (6) | 設立年月日 | 平成 28 年 9 月 16 日 | | |
| (7) | 発行済株式数 | 100 株 | | |
| (8) | 決算期 | 8月 31 日 | | |
| (9) | 従業員数 | 2名 | | |
| (10) | 主要取引先 | _ | | |
| (11) | 主要取引銀行 | 三井住友銀行 | | |
| (12) | 大株主及び持株比率 | 浅場信三 50% | | |
| | 八体主及い行体に至 | 黒田 渉 50% | | |
| (13) | 当事会社間の関係 | | | |
| | 資本関係 | 該当事項はありません。 | | |
| | 人的関係 | 該当事項はありません。 | | |
| | 取引関係 | 該当事項はありません。 | | |
| | 関連当事者への | 該当事項はありません。 | | |
| | 該当状況 | 該 ヨ事頃はめりません。 | | |

- (注) 1. 割当予定先の概要及び当社との関係は、平成 29 年 8 月 16 日現在におけるものであります。
 - 2. 最近3年間の経営成績及び財政状況については、設立初年度であるため、記載しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成29年2月期第3四半期末において連結貸借対照表上、債務超過となったため、平成29年1月から資金調達の検討を開始いたしました。本資金調達において、割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、できるだけ早期に割当予定先を選定すべく模索を続けてまいりました。

当社は、本新株予約権の割当予定先の選定にあたっては、経営への介入を排除すべく、純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や経営方針・経営戦略について当社の経営方針を尊重していただけること、取得した株式を市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、適時に資金調達が実現できる可能性が高い手法であることを重視し、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社、証券会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成29年6月に当社の主幹事証券会社である株式会社 SBI 証券を介してAK Capital と面談し、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受け、 平成29年8月16日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行決議及び本新株予 約権発行に係る承認を得るための臨時株主総会を開催することを決議いたしました。

AK Capital は、日本の上場企業向けに資金を供給し、成長機会創出の支援を目的として設立された、独立系プリンシパル投資会社であり、役員の方々がいずれも 10 年から 30 年にわたって金融業界に属し、豊富な投資経験や多様な資金調達に関するアドバイス経験をお持ちであることを書面及び口頭で確認しております。

当社は、AK Capital に対して、本新株予約権の引受が純投資目的であること及び新株予 約権を行使して取得した株式は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であることを、当社代表取締役社長の正渡康弘が口頭にて確認しております。かつ、当社の経営 方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解し、適時に資金調達 が実現できる可能性が高い手法をご提案いただけたことから、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

AK Capital が、当社の新株予約権を引き受ける理由は、当社の株主価値向上を目指した 純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式について は、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針との説明を口頭で受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の発行にかかる払込み及び権利行使にかかる払込みに要する資金の十分性について、以下のとおり、割当予定先より確認しております。

AK Capital の払込に要する財産の存在につきまして、現金通帳のコピーを取得したほか、 財産状況のヒアリングを行い、新株予約権の払込に必要な資金を有していることを確認い たしました。また、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領しております。

新株予約権の権利行使につきましては、AK Capital が当社代表取締役であり主要株主である正渡康弘との間において、平成29年9月1日から平成31年10月11日までを貸借期間とし、当社普通株式200,000株をAK Capital が正渡康弘から借り受けることを内容とする株式消費貸借契約に基づき、AK Capital が正渡康弘より借り受けた当社株式の売却により得た資金にて、権利行使を行うとの説明を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先である AK Capital から、AK Capital と当社代表取締役であり主要株主である 正渡康弘との間において、平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 10 月 11 日までを貸借期間と し、当社普通株式 200,000 株を AK Capital が正渡康弘から借り受けることを内容とする 株式消費貸借契約を締結する予定である旨伺っております。AK Capital は当該株式貸借契 約において同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、本新株予約権の行使に係る当社 普通株式の売付け(つなぎ売り※)とする旨確認しております。

※ つなぎ売りとは、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内 で当社株式の売付けを行うことであります。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の AK Capital の役員、及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社トクチョー(住所:東京都千代田区神田駿河台 3-2-1 代表取締役:荒川一枝、以下、「トクチョー」といいます。)から受領した報告書にて確認しております。トクチョーは、公開情報(登記簿謄本などの官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集)、独自情報(公知情報からトクチョーが独自に構築した反社会的・反市場的勢力の過去データとの照合)、及びこれらの情報から疑わしい対象やネガティブな情報のある対象については、さらに掘り下げた分析を行い、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて調査しており、当社は、当該報告書が信頼に足るものと判断しております。

なお、当社は、割当予定先が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しており、その旨の確認書を名古屋証券取引所に提出しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

| | 募集前(平成29年8月16日現在) | |
|------|-------------------|---------|
| 正渡 身 | €弘 | 23. 52% |
| 山田 浩 | 岩 司 | 2.75% |
| 斎藤 メ | C男 | 2.03% |
| 松本 ナ | 、樹 | 1. 37% |
| 土屋 兔 | <u>b</u> | 1.14% |
| 石田 享 | 文信 | 0.70% |
| 横尾 | (子 | 0.41% |
| 花房 太 | で郎 | 0.37% |
| 森 清高 | | 0.20% |
| ㈱近畿絲 | 合経営センター | 0.18% |

(注) 1. 平成29年2月28日現在の株主名簿を基準として記載をしております。また、今回の募集について、割当予定先は長期保有を約していないため、上記大株主には反映しておりません。

2. 割当予定先が本新株予約権の行使し、割当した自己株式を全て保有した場合、持株 比率は17.13%となります。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成29年4月13日に発表いたしました平成30年2月期連結業績予想に変更はありません。また、本新株予約権の行使が進むことにより、平成30年2月期末時点での債務超過解消に向かう見込みであります。

今後、上記予想に変更が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行にかかる潜在株式数は、337,500 株 (議決権個数は3,375 個) であります。平成29年7月31日現在の当社発行済株式総数1,970,000株に対して17.13%でありますが、全て自己株式を割り当てする予定であるため、持株比率及び1株当たりの価値について希薄化は生じません。ただし、議決権比率については、平成29年2月28日現在の議決権総数12,386個に対しては27.25%の希薄化が生じることになるため、本新株予約権発行は、大規模な第三者割当に該当いたします。このような希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株価も下落する可能性があります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、本新株予約権の行使が進むことによりバイク事業の収益安定化を資金面から支え、株価下落の影響を最小限に抑えるとともに、速やかな債務超過解消により自己資本の増強を図り、上場廃止による株主価値毀損のリスクを回避することが既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

もっとも、当社取締役会は、株主意思を尊重する観点から、本新株予約権発行の必要性及 び相当性については、株主の皆様の意思確認を実施することとし、本新株予約権の発行は、 平成 29 年 10 月 10 日開催予定の臨時株主総会において本新株予約権発行について普通決議 による承認が得られることを条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

| | 平成 27 年 2 期 | 平成 28 年 2 期 | 平成 29 年 2 期 |
|---------------|--------------|----------------|--------------|
| 売上高 | 2,874,681 千円 | 3, 171, 323 千円 | 3,018,169 千円 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 10,271 千円 | △67,023 千円 | △272, 458 千円 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 6,781 千円 | △75,369 千円 | △282, 155 千円 |
| 親会社株主に帰属する当期 | | | |
| 純利益又は親会社株主に帰 | 10,481 千円 | △68,161 千円 | △286, 471 千円 |
| 属する当期純損失(△) | | | |
| 1株当たり当期純利益又は | 6. 30 円 | △43,74 円 | △231. 22 円 |
| 1株当たり当期純損失(△) | 0.50円 | △43,74 円 | △231.22 円 |
| 1株当たり配当金 | 12.00円 | 10.00円 | 0.00円 |
| 1株当たり純資産 | 300.77 円 | 179.41 円 | △62.63 円 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成29年8月16日現在)

| | 株 式 数 | 発行済株式数に対する比率 |
|---------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 1,970,000 株 | 100.00% |
| 現時点の行使価額における潜 | 250 000 14: | 19 600/ |
| 在株式数 | 250,000 株 | 12. 69% |

⁽注)上記の潜在株式数は、当社の第4回新株予約権(有償ストック・オプション)に係る 潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | | 平成27年2月期 | 平成28年2月期 | 平成29年2月期 |
|---|---|----------|----------|----------|
| 始 | 值 | 287 円 | 292 円 | 365 円 |
| 高 | 値 | 373 円 | 532 円 | 486 円 |
| 安 | 値 | 249 円 | 230 円 | 302 円 |
| 終 | 値 | 290 円 | 368 円 | 385 円 |

② 最近6か月間の状況

| | | 平成29年2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7月 |
|---|---|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 始 | 値 | 449 円 | 387 円 | 344 円 | 353 円 | 380 円 | 383 円 |
| 高 | 値 | 486 円 | 387 円 | 355 円 | 391 円 | 383 円 | 389 円 |
| 安 | 値 | 385 円 | 330 円 | 340 円 | 353 円 | 375 円 | 380 円 |
| 終 | 値 | 385 円 | 343 円 | 352 円 | 381 円 | 380 円 | 389 円 |

③ 発行決議日前営業日における株価

| | | 平成 29 年 8 月 15 日 |
|---|---|------------------|
| 始 | 値 | 386 円 |
| 高 | 値 | 386 円 |
| 安 | 値 | 386 円 |
| 終 | 値 | 386 円 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙をご参照ください。

Ⅱ. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成29年10月10日(火曜日)開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成29年8月31日(木曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

| (1) | 基 | 準 | 日 | 平成 29 年 8 月 31 日(木曜日) |
|-----|---|-----|---|--|
| (2) | 公 | 告 | 日 | 平成 29 年 8 月 17 日(木曜日) |
| (3) | 公 | 告 方 | 法 | 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。) |
| | | | | http://www.arkcore.co.jp/ir/koukoku.html |

以 上

株式会社アークコア 第5回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アークコア第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

平成 29 年 10 月 11 日

3. 割当日

平成 29 年 10 月 11 日

4. 払込期日

平成 29 年 10 月 11 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、AK Capital 株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

- 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は337,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整前割当株式数×調整前行使価額

調整後割当株式数=

調整後行使価額

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 7. 本新株予約権の総数

3,375 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金381円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.81円)

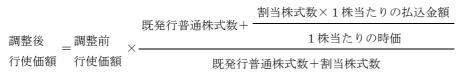
- 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金348円とする。

10. 行使価額の修正

当社は、平成30年1月上旬に公表する予定の平成30年2月期第3四半期に係る決算短信において当社が開示する四半期連結貸借対照表における連結純資産の額が0円未満である場合、同決算短信が開示された日から3営業日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいう。)が経過した日の翌営業日に新株予約権者に対し、書面又は電磁的方法により通知することにより、当社が指定する個数の本新株予約権の行使を指示することができる(以下「行使指示」という。)。この場合、行使価額は行使指示が行われた日の翌営業日に、行使指示が行われた日の株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」という。)の当社普通株式の市場終値(ただし、同取引所において当社普通株式の普通取引が同取引所の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)のまま終了した場合(同取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする)はその翌営業日の終値)の75%(ただし、下限を当初行使価額の30%である104円とし、1円未満の端数が生じる場合には、四捨五入する。)に修正される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。



- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、 又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又 は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって 当社普通株式を交付する場合、および会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式 を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、 無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につ き株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定め のある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当 社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。) を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が 当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、 払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以 降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある 場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を 必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額 に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当 社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未 満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与える ための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額 を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日 において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により 行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使 価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本 新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額

およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで に上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成29年10月11日から平成31年10月10日までとする。(但し、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)

- 13. その他本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を 超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 14. 本新株予約権の取得事由及び取得請求
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権者に対して通知することにより、当該 通知日から30営業日が経過する日をもって、同日に残存する本新株予約権の全部又は一部 を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から1年11ヶ月経過した場合、又は、割当日 以降、当社普通株式が名古屋証券取引所より監理銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合 において、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価 額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。
- 15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 16. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、 かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当 該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

17. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

18. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

19. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由本発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金381円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成29年8月15日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額とした。

21. 行使請求受付場所

株式会社アークコア 管理本部

22. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行田町支店

- 23. その他
 - (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。